

酒類ガイドライン遵守推進本部だより



平成 27 年 1 月 15 日
全国卸売酒販組合中央会
酒類ガイドライン遵守推進本部

「年頭所感」

国税庁酒税課長
稲本 護昭

平成 27 年の年頭に当たり、全国卸売酒販組合中央会傘下の組合員の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。日ごろは、国税庁の酒税行政はもとより、税務行政全般にわたり御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この場をお借りいたしまして、今後の酒類行政・税務行政の取組について、所感を申し述べたいと思います。

酒類業を取り巻く環境は、人口減少社会の到来、国民の健康・安全性志向の高まりや生活様式の変化などに伴い、大きく変化しています。

国税庁は、酒類業の健全な発達の確保を図ることを任務としており、その任務を達成するため、このような酒類業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、消費者の皆様や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、「日本産酒類の輸出環境整備」、「酒類の公正な取引環境の整備」、「酒類の安全性の確保と品質水準の向上」、「酒類の表示の適正化」、「酒類の販売管理に対する社会的要請への対応」、「消費税転嫁対策」、「中小酒類業者の経営改善等に対する支援」などの取組を行っております。

これらのうち、第一に、日本産酒類の輸出環境整備については、クールジャパンの推進の一環として、関係府省が連携して取組を進めているところですが、昨年の日本産酒類の輸出動向を見ますと、金額ベースで過去最高を記録した平成 25 年に引き続き、毎月の輸出金額が前年を上回るなど順調に推移しています。これもひとえに組合員の皆様をはじめとする酒類業者の皆様の御努力、御尽力の賜物であると考えており、国税庁としても、今後とも日本産酒類の輸出環境整備にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

国税庁では、関係府省と連携しながら国際交渉等の機会を通じて貿易障壁の撤廃・緩和に向けた働きかけを行っているほか、国際会議等の場を活用した日本産酒類の PR、酒類の品質評価、安全性等に関する情報発信、海外の酒類教育機関に対する日本酒プログラムへの協力などの専門的知識の国内外への普及・啓発等に取り組んでいます。

今後については、現状の取組に加えて、業界を中心に関係者間の連携を深め、知恵やノウハウを集結して戦略的に取組を進めていく必要があります。昨年 9 月、清酒製造業者と流通業者が連携して日本酒の輸出戦略を策定するため、日本酒造組合中央会や全国

卸売酒販組合中央会等が中心となって、日本酒輸出協議会が発足しました。日本酒輸出協議会においては、日本酒の戦略策定に向けた議論をほぼ終え、本年は輸出戦略を実行していく段階となります。

このような民間主導の取組については、国税庁としても非常に心強いものであり、組合員の皆様におかれましては、引き続き、日本産酒類の輸出促進に対し、御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

第二に、「酒類の公正な取引環境の整備」については、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図るため、酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、国税庁が定めている指針の周知・啓発に努めています。

この指針に則り、市場に大きな影響を与える取引を行っていると思われる酒類業者に対し、複数の国税局が連携するなどして、深度ある取引状況等実態調査を実施しています。調査の結果、指針に則していない取引が認められた場合には、合理的な価格設定や公正な取引条件の設定が行われるよう、改善指導を行うとともに、独占禁止法に違反すると考えられる事実がある場合は、公正取引委員会にその事実を報告するなど、公正取引委員会とも連携し、適切に対処しています。

また、調査において改善を指導した酒類業者に対しては、フォローアップ調査を実施して取引の改善を促すとともに、依然として指針に則していない取引が認められた場合には、改めて改善指導を行っています。

国税庁としましては、引き続き、効果的な調査の実施に努めるなど、酒類の公正な取引環境の整備を図ってまいりますので、組合員の皆様方におかれましても、指針に則した公正な取引の確保に取り組んでいただきますようお願いいたします。

第三に、消費税転嫁対策については、酒類業者が行う消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するよう各国税局に指導・検査体制を整備し、酒類業者に対して、消費税転嫁対策特別措置法の規定に違反する行為等の防止・是正について必要な指導や助言を行うほか、酒類業者が転嫁拒否等の行為又は消費税は転嫁していない旨の表示等を行っていると思われる場合は、報告徴収や立入検査を実施することとしています。

第四に、中小酒類業者の経営改善等に対する支援については、中小事業者が多くを占める酒類業者が社会経済情勢の変化に適切に対応できるよう、経営改善等に向けた自主的な取組を支援しています。

具体的には、業界動向を客観的に把握・分析し、その結果や酒類業者による経営革新等の取組事例を国税庁ホームページで情報提供しているほか、経営指導の専門家等を講師とした中小事業者に対する研修会を開催しています。

引き続き、関係府省・機関とも連携しながら、酒類業者の方々の自主的な取組に対する支援に努めたいと考えています。

以上のほか、酒類に係る免許の審査に当たっては、引き続き、法令及び法令解釈通達に規定されている要件について適正かつ厳格に行うとともに、審査の透明性、公平性及び統一性の確保に一層努めてまいります。

なお、平成24年9月に要件緩和等を行った酒類卸売業免許については、取扱いの定着及び円滑な運用に配慮してまいります。

これらの様々な国税庁の取組のうち、課税等のための分析・鑑定、その理論的裏付けとなる研究・調査のほか、酒類製造者の技術力の維持強化の支援、酒類の品質確保の支援等については、引き続き、独立行政法人酒類総合研究所と情報交換・連携を図り、適切に対応してまいります。

結びに、新しい年、平成27年が組合員の皆様方にとりまして、御多幸と御繁栄の年となりますよう、心より祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

○ 平成 26 年第 4 四半期ビール及び発泡酒等の出荷状況

(単位：kℓ・%)

期間 区分	第 4 四半期 (10-12 月)			1 ~ 12 月		
	当月数量	前年数量	前年比	本年数量	前年数量	前年比
ビール	757,028	764,583	99.0	2,716,871	2,743,281	99.0
発泡酒	215,049	191,530	112.3	775,984	742,989	104.4
新ジャンル	468,313	503,992	92.9	1,913,875	2,002,729	95.6
計	1,440,390	1,460,105	98.6	5,406,730	5,488,999	98.5